

内閣参質一六〇第一六号

平成十六年九月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員山本孝史君提出社会保険庁予算の開示の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本孝史君提出社会保険庁予算の開示の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条第二項においては、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。」とされており、社会保険庁における歳入・歳出予算はすべて、厚生年金保険等の特定の事業を行うためのものであり、厚生保険特別会計（ただし児童手当勘定を除く。以下同じ。）、国民年金特別会計及び船員保険特別会計に区分して計上されているため、一般会計予算書には一組織としての予算が記載されていない。

二について

社会保険庁の事業のうち、政府管掌健康保険事業及び厚生年金保険事業等に係る予算は厚生保険特別会計に、国民年金事業に係る予算は国民年金特別会計に、船員保険事業に係る予算は船員保険特別会計に、それぞれ計上されているところであり、各特別会計の各勘定間の繰入れ・受入れなどについては、別表第一のとおりである。

## 三について

平成十六年度予算において、厚生保険特別会計業務勘定（項）業務取扱費に充てている財源のうち一般会計からの受入額以外のお尋ねの財源については、政府管掌健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、前年度剰余金等である。

また、平成十六年度予算において、国民年金特別会計業務勘定（項）業務取扱費に充てている財源のうち一般会計からの受入額以外のお尋ねの財源については、国民年金保険料、前年度剰余金等である。

## 四から六までについて

お尋ねの「平成十六年度予算における社会保険庁の人件費」とは、平成十六年度特別会計予算書の「コード番号について」の「（ハ）使途別分類」で「1 人件費」に分類されている厚生保険特別会計業務勘定（項）業務取扱費の（目）職員基本給、（目）職員諸手当、（目）退職手当、（目）超過勤務手当、（目）休職者給与、（目）公務災害補償費、（目）退職手当、（目）児童手当及び国民年金特別会計業務勘定（項）業務取扱費の（目）職員基本給、（目）職員諸手当、（目）超過勤務手当、（目）非常勤職員手当、（目）休職者給与、（目）公務災害補償費、（目）退職手当、（目）児童手当並びに船員保険特別会計（項）業務取扱

費の(目)職員基本給、(目)職員諸手当、(目)超過勤務手当、(目)退職手当、(目)児童手当を指すものとするが、これらの予算額の合計額は、千二百八十五億二千八百八十九万八千円である。

お尋ねの「平成十六年度予算における社会保険庁の施設整備費」とは、厚生保険特別会計業務勘定(項)施設整備費及び国民年金特別会計業務勘定(項)施設整備費を指すものとするが、これらの予算額の合計は、四十二億七千四百二十四万円である。なお、この他に施設整備費には、厚生保険特別会計業務勘定(項)福祉施設事業費の(目)健康保険医療施設等整備費、(目)厚生年金病院施設整備費、(目)厚生年金会館等施設整備費及び(目)年金相談施設整備費、国民年金特別会計業務勘定(項)福祉施設費の(目)福祉施設整備費及び(目)年金相談施設整備費並びに船員保険特別会計(項)福祉事業費の(目)福祉施設整備費があり、その平成十六年度予算額の合計は、二百四十三億五千九百九十九万七千円である。

お尋ねの「平成十六年度予算における社会保険庁の事務費」とは、厚生保険特別会計業務勘定(項)業務取扱費及び(項)施設整備費並びに船員保険特別会計(項)業務取扱費を指すものとするが、これらの予算額の合計は、右に述べた社会保険庁の人件費千二百八十五億二千八百八十九万八千円及び社会保険庁の施設整備費四十二億七千四百二十

四万円を含め、三千三億千五百六万六千円である。

七について

お尋ねの「社会保険庁自体を運営するための経費」とは、社会保険庁が所掌する厚生年金保険事業、健康保険事業、国民年金事業及び船員保険事業等の事務の執行に要する費用を指すものと考えるが、これは、厚生保険特別会計業務勘定（項）業務取扱費及び（項）施設整備費、国民年金特別会計業務勘定（項）業務取扱費及び（項）施設整備費並びに船員保険特別会計業務取扱費に計上された額を合算したものである。

八について

お尋ねの「社会保険庁自体を運営するための経費」とは、七についてでお答えしたものを指すものと考えるが、平成十六年度厚生労働省所管特別会計歳入歳出予定額各目明細書（以下「各目明細書」という。）の厚生保険特別会計業務勘定（項）業務取扱費等の積算内訳欄等に、例えば、職員基本給について俸給表の種類別の職員の人数を示すなど、その積算内訳を記載しているところである。

九について

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）等においては、各勘定等における歳入・歳出の種類を規

定しており、「目の区分」ごとに財源を定めているわけではないが、お尋ねの各目明細書の歳出の「目の区分」について、平成十六年度予算におけるこれらの特別会計の財源充当の考え方に基つき、お尋ねの財源区分をお示しすれば別表第二のとおりである。

十について

お尋ねの「社会保険庁の事務費を一般会計で賄うことが検討されている」とは、平成十七年度以降の年金事業の事務の執行に要する費用の取扱いを指すものと考えるが、一についてでお答えしたとおり、社会保険庁における歳入・歳出予算はすべて特別会計に計上されるものであることから、いずれにしても一般会計予算書に組織としての予算を明示する必要はないものと考えている。

なお、平成十七年度以降の年金事業の事務の執行に要する費用の取扱いについては、予算編成の過程において十分検討することとしている。





別表第二

会計名	項	事項	目的区分	金額(千円)	国庫財産	財産	保険料財産
厚生保険特別会計 業務勘定	業務取扱費	業務取扱費に必要な経費	職員基本給	46,490,114	○		×
			職員俸給	42,646,152	○		×
			住居手当	1,262,605	○		×
			職令手当	2,581,357	○		×
			職員手当	22,669,173	○		×
			育児手当	1,624,452	○		×
			初任給手当	112,323	○		×
			通勤手当	1,711,843	○		×
			特別勤務手当	14,631	○		×
			休日手当	2,373	○		×
			期末手当	12,390,474	○		×
			勤続手当	5,755,406	○		×
			寒地手当	239,265	○		×
			住居手当	664,248	○		×
			職令特任手当	110,076	○		×
			管理職員特別勤務手当	13,382	○		×
			短時間勤務手当	3,486,957	○		×
			出張手当	146,437	○		×
			公務災害補償費	52,502	○		×
			退職手当	9,921,052	○		×
			引当金	157,655	○		×
			退職金	1,109,217	○		×
			職員旅行費(正・化業務旅費)	634,610	○		○
			医療旅費	193,284	○		○
			研修旅費	162,568	○		○
			通勤給付給付費	412,362	○		○
			赴任旅費	96,375	○		○
			外国旅費	27,070	○		○
			委員等旅費	31,829	○		○
			庁外庁費	32,540,537	○		○
			印刷費	49,793	○		○
			郵便物印刷作成費	25,829	○		○
			通信専用料	15,111,400	○		○
			土地建物賃料	3,179,801	○		○
			電子計算機等賃料	3,382,241	○		○
			各種雑費	175,878	○		○
			自動車重量税	6,068	○		○
			国家公務員共済組合相済金	12,744,122	○		×
			健康保険事務指定市町村交付金	6,041	○		○
			自治体交付金(市町村交付金)	130,297	○		○
国庫引当金(国庫引当金)	23,486	○		○			
交付金	389	○		○			
国庫債及公債金	7,000	○		○			
一般会計へ繰入	107,928	○		×			
消費税	4,870	○		○			
施設施工経費	1,370	○		○			
施設整備費	56,969	○		○			
施設整備費	2,582,877	○		○			
不動産購入費	834,782	○		○			
換地費	10	○		○			





